

「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する意見書

## 意見書

令和8年1月26日

AIガバナンス協会

「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対し、別紙のとおり意見を提出します。

## 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する プリンシプル・コード（仮称）（案）」についての意見概要

（個別の意見は次ページ以降に記載の通りであり、下記はそれらの概要）

一般社団法人AIガバナンス協会（AIGA）は、AI活用におけるイノベーション促進とリスク対応の両立や、その推進における国際協調の重要性を踏まえ、今回の「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」（以下、「本コード案」）と同様の課題意識を持っています。特に、本コード案の目的として示される「生成AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立」の重要性については賛同します。

他方、これまで我が国や我が国の企業が策定・参加してきたルールの枠組みや法律との乖離があると感じられるため、改訂のご検討をいただく必要があると考えています。個々の意見は4ページ以降に示す通りですが、大枠としては特に以下のような論点について、事業者の実務の観点から意見提出をさせていただきます。

- **国際競争力への歯止めやイノベーションの抑制および本コード案の継続性への懸念：**我が国においては広島AIプロセス（以下、「HAIP」）や「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」などにおいてソフトローによる規制が進められている一方で、本コード案が手法として掲げるアプローチは実質的に一定の開示圧力を保有すると捉えられるため、コンテンツや技術開発を主力産業としたい我が国の国際競争力に歯止めをかけ、活発なイノベーションに支障が出る可能性があります。また、本情報開示を行わない事業者が生じる可能性がある一方、対応した事業者が負担に対しメリットを感じにくく不均衡を生じるため、本コード案の目的が継続的に達成できるかの懸念があると考えます。国内でも「AI事業者ガイドライン」等といった枠組やガイダンスがすでに存在することも踏まえ、そうした従来の標準を基本としたアプローチへの見直しを要望します。
- **対象事業者の範囲：**「1.総論（2）この文書の適用を受ける対象」において定められる事業者の対象を限定することが望ましいと考えます。たとえば、APIを活用してAIを利用する事業者であればモデルやアーキテクチャの把握が

非現実的である一方で、開発事業者には競争の源泉である技術力の開示が影響が大きいなど、事業者ごとの情報が不均衡である中で一律でコンプライ・オア・エクスプレインを課すことの影響は大きく、対象範囲は極力最小限にとどめるべきと考えます。

- **開示要求可能事項の内容・範囲**：「原則2」、「原則3」について、開示対応や過剰な開示要求対応の負荷により、事業者の開発やサービス提供が圧迫される懸念があります。既存法を活用した異議申し立てにより対応可能なものもある一方、事業者が開示をすることが困難であるものもあり、開示要求可能事項の内容、範囲などの再考を要望します。

以上のような点も踏まえ、健全なAI活用のための政策が一層推進されていくことを強く期待するとともに、AIGAとしても政府の取組に積極的に協力していきたいと考えます。

## 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する プリンシプル・コード（仮称）（案）」についての意見提出

該当箇所	カテゴリー	意見
1.（1）基本的な考え方（目的）	要望	<p>本プリンシプル・コード案（以下、「本コード案」）の目的として掲げられる「生成AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立」の重要性については賛同する。</p> <p>他方、その実現のための手法として掲げられたEU AI Actやスチュワードシップ・コード等を参照したアプローチは、時にAIのもたらすメリットを最大化する取組の妨げとなる場合があり、人工知能基本計画等において掲げられる「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を目指すという方針と必ずしも整合しない面がある。また、知的財産権の保護という目的に対し、本コード案の示すアプローチがどのように有効なのかについて、十分な合意形成がなされていないと思われる。</p> <p>安全性確保やリスク管理の取組の重要性は論をまたないが、そのための参照ドキュメントとして、国際的にはHAIP、国内でも「AI事業者ガイドライン」等といった枠組やガイダンスがすでに存在することも踏まえ、そうした従来の標準を基本としたアプローチへの見直しを要望する。</p>
1.（2）この文書の適用を受ける対象	反対	<p>p.1 「生成AI提供者」の定義について、現状の記載ぶりでは、基盤モデルを活用してAIシステム・サービスを開発し外部提供する企業一般が対象となるものと思われるが、この範囲は大変広汎であり、本コード案の目的に照らして過剰な規制となる可能性があると考えます。</p> <p>また、実務的な対応可能性という観点でも、生成AI提供者として入手できる情報には限界があるため、この観点でもフィージビリティを踏まえた範囲設定が必要である。たとえば、AIシステムはAPI等を利用しての開発が少なくないが、API利用者が基盤モデルやアーキテクチャまで把握することは困難な立場にあり、本コードの適用対象外、あるいは限定義務とすることを要望する。</p>

	要望	生成AI開発者ならびに提供者の定義に関連して、社内利用、クローズドベータ版、ベータ版など、AIがどのレベルまで実装された際に本コード案の適用対象となるかの詳細な明示を求める。
1. (3) この文書が採用する手法	反対	「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法は、強制的な開示を求めるものではないにせよ、官公庁や業界での事実上の標準（デファクトルール）化となり得ると考え、合意形成には、多様なステークホルダーを巻き込んだ、透明性が高く慎重な議論が必要と考える。
1. (4) この文書の受入れ状況の可視化	要望	公開手法や内容について必須となる項目を限定し、機密情報・営業秘密の保護要件を徹底する点の記載を希望する。 加えて、AI事業者から内閣府知的財産戦略推進事務局に届け出た後のフローについても詳細化を希望する。 また、最低限の開示が望まれる情報についてはテンプレートを設けるなど、事業者の負担を軽減するための対応を願いたい。
2. (1) この文書が示す原則【原則1】	反対	「概要開示対象事項」について  前提として、多くの事業者は主要AIモデル企業の基盤モデルを活用して自社のAIシステム開発を実施している。この立場からは入手可能データに限界があり、利用AIも対象が過度に広範に渡ることで、開示の負荷とメリットのバランスが崩れる可能性が高いと考える。  また、トレーニングプロセス等の情報は各事業者の競争優位性と密接に関わる情報であることから、本邦企業の技術力流出に繋がりがかねない詳細な情報開示は避けることが望ましいと考える。  以上を踏まえ、開示対象は必要最低限の事項のみの止め（例えば使用モデルの名称・バージョン、利用規定、責任体制等）、開示範囲も関係事業者までに絞る等の再考を願いたい。

	要望	<p>(2) 知的財産権保護のための措置について、具体的措置として技術的な措置や周知、窓口の整備等が挙げられているが、米国ではすでに議論や判例を経て、フェアユースをめぐる概念整理等が進んでいる。本邦においても、事業者側の対応や紛争解決をより円滑化すべく、AIに関連する知的財産権侵害の類型整理を今後官民連携して実施していく必要があると考える。</p>
2.(1) この文書が示す原則【原則2】	反対	<p>原則2全般について、生成AI事業者は、当該開示の求めに対する回答を行う点につき、本原則を新設せずとも民事訴訟法第132条の2・163条、弁護士法第23条照会等による当事者個別訴訟で対応可能と考えられる。</p> <p>本原則の記述では、開示要求が本来の目的の枠を逸脱した形で乱発されるといった懸念があり、事業者によるAIシステムの開発・提供に対する萎縮効果が生じる可能性があるため、導入には慎重な検討が必要であると考ええる。</p>
2.(1) この文書が示す原則【原則3】	反対	<p>【開示要求可能事項】の「URL」等について、事実上、開発者含め特定のURL単位でデータソースを検証することが困難であり非現実的であると考ええる。</p> <p>細則に示される「典型例」においても、利用者側としては「自身のAI生成物と他社著作物が同一又は類似していた場合には、当該AI生成物の利用を避ける」という対応が一般的であり、原則3により得られる権利者の利益が不透明である。</p>
2.(2) この文書が示す原則に対する例外	要望	<p>【原則1から3までに対する例外】について、オープンソースソフトウェア（以下、OSS）の定義を明確にしていた上で、継続的に議論を実施することを希望する。</p> <p>また、「OSSを用いている事実及び当該OSSのライセンスの詳細」を明らかにしても、原則1に記載の学習データ関係の項目は明らかにならず、「適切に知的財産保護がなされているかどうか」という観点での権利者向けの透明性確保に資さないと思われるところ、OSSが免除となる背景のご説明を追加願いたい。</p>

3. その他	要望	本コード案の改訂においては、再度パブリック・コメントの募集を行うなど、透明性の高い意思決定を願う。また本コードの導入時期や、段階的実装（猶予措置等）に関する記載をより詳細化いただきたい。
--------	----	---

以上